

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各人事委員会委員長

} 殿

総務省自治行政局公務員部長  
(公印省略)

会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）

各地方公共団体におかれては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に当たり、平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）（以下「事務処理マニュアル」という。）」等を踏まえ、臨時・非常勤職員等について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、必要な対応を図っていただいたところでは、

この度、改正法附則第2条第2項等に基づき、改正法施行後の「臨時・非常勤職員に関する調査」及び「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」を実施し、別添1（臨時・非常勤調査結果の公表資料）及び別添2（施行状況調査結果）のとおり、とりまとめました。

これまで示してきた留意事項については、概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られていましたが、まだ対応が十分でない団体もありました。

ついては、各地方公共団体におかれては、事務処理マニュアル等を参照し、下記の事項にも留意して、全ての執行機関における全ての臨時・非常勤の職について、必要な適正化を図るため、適切な対応を行うようお願いいたします。

なお、本日公表の「令和3年度地方財政対策の概要（別添3）」のとおり、制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について財源が確保される見込みとなったのでお知らせします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条、地方自治法第245条の4第1項及び改正法附則第2条第2項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 1 任用根拠の適正化

特別職非常勤職員については、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験等に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行う職」に限定されたところであり、勤務日数が多くフルタイムで任用されている職、上司との指揮命令関係のある職については、非専務的に公務に参画する労働者性の低い職という任用要件に沿うものであるか十分に検証の上、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

## 2 適切な募集・任用の実施

### (1) 応募制限

会計年度任用職員の募集に当たって、任用回数や任用年数、年齢等により一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた募集について、適切な措置を講ずること。特に会計年度任用職員については、地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する非常勤職員に当たることから、定年制は適用されず、60 歳以上の者の募集を一律に制限することは適切ではないこと。

### (2) 再度任用時の勤務条件の明示

再度の任用に当たっても、任用期間や勤務時間、給与・報酬、各種社会保険等の勤務条件を明示するとともに、地方公務員法上の服務規定の適用や懲戒処分、人事委員会又は公平委員会への苦情相談等の対象となる旨を説明すべきものであること。

## 3 「空白期間」の適正化

会計年度任用職員の任期の設定については、基本的には、各地方公共団体において適切に判断されるべきものであるが、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは適切ではないため、引き続き適切に対応すること。

## 4 適切な給与決定

### (1) 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものであるため、これと異なる取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること。

また、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであるため、こうした取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること。

なお、各種諸手当についても、常勤職員と同様に支給する必要があるため、適切な措置を講ずること。

### (2) 臨時的任用職員の給与

臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられるため、給与の決定（再度の任用の際の決定を含む）に当たっては、常勤職員に適用される給料表及び

初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定するとともに、諸手当については、常勤職員と同様に支給する必要があるため、適切な措置を講ずること。

#### 5 適切な勤務時間の設定

会計年度任用職員の勤務時間については、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、例えば、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではないこと。

なお、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。

#### 6 適切な休暇等の設定

会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものであること。

また、会計年度任用職員に付与する年次有給休暇については、労働基準法の規定により、その請求権の消滅時効は2年とされている。再度任用時において、例えば、勤務状況や所定勤務日数等の勤務の態様に変更なく再度任用されるなど、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合に繰り越しをしない取扱いは、労働基準法上不適切であると考えられるため、こうした取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること。

# 地方公共団体における会計年度任用職員等 臨時・非常勤職員に関する調査について（ポイント）

## 1. 職員数について

### (1) 臨時・非常勤職員の職員数

- 職員数は69.4万人で、平成28年度調査の64.3万人から5.1万人増加。
- 任用の適正化等により、特別職非常勤職員や臨時的任用職員が大幅に減少する一方で、一般職非常勤職員（R2.4～会計年度任用職員）が大幅に増加。

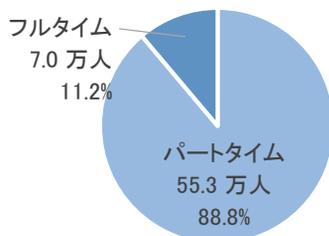
	R2.4.1	H28.4.1	増減数	増減割合
会計年度任用職員 (H28:一般職非常勤職員)	62.2 万人	16.7 万人	+ 45.5 万人	+ 272.6 %
臨時的任用職員	6.8 万人	26.0 万人	▲19.2 万人	▲73.7 %
特別職非常勤職員	0.4 万人	21.6 万人	▲21.2 万人	▲98.3 %
計	69.4 万人	64.3 万人	+ 5.1 万人	+ 8.0 %

※ 臨時・非常勤職員のうち、「任用期間が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上」の職員数を過去の調査と比較

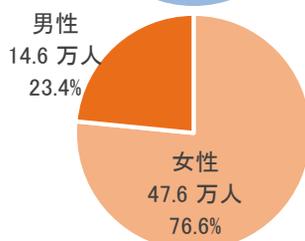
### (2) 会計年度任用職員

- 会計年度任用職員の職員数 62.2万人のうち、その約9割がパートタイムとなっている。
- 女性の割合は全体の約8割を占める。
- 団体区別では、市区が36.1万人(58.1%)、都道府県が10.6万人(17.0%)、町村が8.0万人(12.9%)、指定都市が5.8万人(9.4%)となっている。
- 主な職種は、一般事務職員が最も多く18.3万人(29.4%)、技能労務職員が6.2万人(10.0%)、保育所保育士が5.8万人(9.3%)などとなっている。

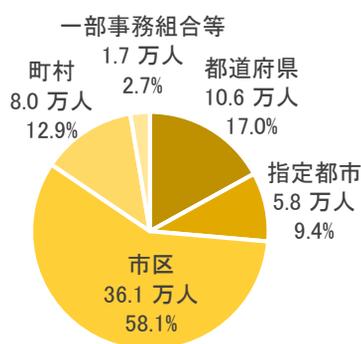
【フルタイム/パートタイム】



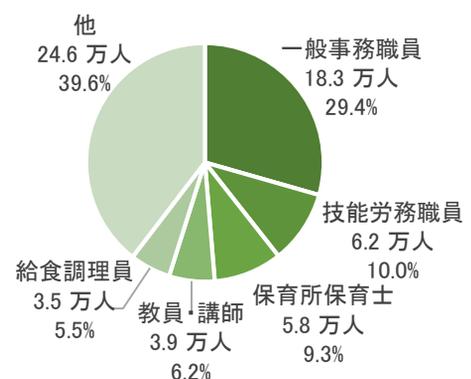
【性別】



【団体区別】



【職種別】



## ○ パートタイム会計年度任用職員の勤務時間

週当たり勤務時間	職員数(構成比)
19時間25分以上23時間15分未満	6.7 万人 (12.3%)
23時間15分以上31時間00分未満	25.3 万人 (46.6%)
31時間00分以上	22.4 万人 (41.2%)

## ○ 主な職種の給料(報酬)の状況(全国平均・時給換算額)

主な職種	全国平均・時給換算額
事務補助職員	990円
給食調理員	1,014円
保育所保育士	1,156円
教員・講師(義務教)	1,583円

## 2. 会計年度任用職員の任用・勤務条件等の状況について

各団体の代表的な職の会計年度任用職員に係る制度の施行状況(任用形態、勤務条件等)を調査したところ、概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られているが、まだ、対応が十分でない団体もあることから、制度運用について必要な適正化を図るよう助言。(令和2年12月21日付け公務員部長通知)

### (1) 不適切な「空白期間」

- 退職手当や社会保険料等を負担しないようにするための、いわゆる「空白期間」の設定は解消された。

### (2) パートタイム勤務時間の設定

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分(フルタイムより15分短い)以上の勤務時間を設定している団体は1,144団体であったが、いずれも、その設定の考え方は、「業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果」や「施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの」などとしており、単に財政上の制約を理由とする回答は見られなかった。

### (3) 適切な給与設定

- 9割を超える団体が常勤職員の給料表を基礎とし、職務経験を考慮して給料(報酬)を決定。
- 期末手当を支給しないとする団体が9団体(0.3%)あった。
- 報酬水準が制度導入前と比べて減額となった職種がある団体の中には、制度の趣旨に沿わない理由により減額している例が見られた。

# 地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果

(令和2年4月1日現在)

・ 会計年度任用職員制度が導入された令和2年4月1日現在の地方公務員の臨時・非常勤職員の実態調査を実施

**【対象団体】** 都道府県、指定都市及び市区町村等(一部事務組合等を含む。) 計3,272団体

**【対象職員】** 令和2年4月1日現在の会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員 ※

※ 前回調査(平成28年度)までは、「任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上」の職員を対象に調査。

令和2年度は前回調査対象に加え、制度の移行状況を把握するための参考として、それ以外の臨時・非常勤職員についても調査。

**【主な調査項目】** ・ 会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の人数(職種別)  
・ パートタイム会計年度任用職員の勤務時間区分ごとの人数  
・ 会計年度任用職員の給料(報酬)額 等

※ 調査人数については、特に記載がない場合は「任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上」の臨時・非常勤職員について的人数。

会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2)：

令和2年4月1日から導入された一般職の非常勤職員で、一会計年度を超えない範囲内で任用され、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分される。常時勤務を要する職とは職務の内容や性質が異なるが、服務及び懲戒、給付、勤務時間及び休暇など、常勤職員と同様に地方公務員法が適用される。

臨時的任用職員(同法第22条の3)：

常時勤務を要する職に欠員が生じた場合、緊急のとき・臨時の職など正式任用の手続を経るいとまがないときにその例外として認められ、勤務時間は常勤職員と同じフルタイムで任用される。

特別職非常勤職員(同法第3条第3項第3号)：

専門的な知識経験等を有する者が就く職であって、その職の性質上、公務に従事する時間や期間も短く、随時、地方公共団体の業務に参画する労働者性の低い職で任用される。

# 1 臨時・非常勤職員の人数

- 職員数は69.4万人で、平成28年度調査の64.3万人から5.1万人増加。
- 任用の適正化等により、特別職非常勤職員や臨時的任用職員が大幅に減少する一方で、一般職非常勤職員（令和2年4月から会計年度任用職員）が大幅に増加。
- 任用根拠別では、会計年度任用職員が62.2万人（89.6%）で最も多い。  
団体区分別では、市区が36.4万人（52.4%）で最も多く、次いで都道府県が16.2万人（23.4%）、町村が8.1万人（11.7%）、指定都市が7.0万人（10.1%）となっている。

（単位：人）

区 分		計	（参考）前回調査（平成28年度）との比較		
			計	増減数	増減割合
任用 根拠 別	会計年度任用職員 (H28：一般職非常勤職員)	622,306 (89.6%)	167,033	455,273	272.6%
	臨時的任用職員	68,498 (9.9%)	260,298	▲191,800	▲73.7%
	特別職非常勤職員	3,669 (0.5%)	215,800	▲212,131	▲98.3%
総 数		694,473 (100.0%)	643,131	51,342	8.0%
団体 区分別	都道府県	162,492 (23.4%)	138,393	24,099	17.4%
	市区町村等	531,981 (76.6%)	504,738	27,243	5.4%
	指定都市	70,060 (10.1%)	58,046	12,014	20.7%
	市区	363,993 (52.4%)	356,789	7,204	2.0%
	町村	81,111 (11.7%)	73,499	7,612	10.4%
	一部事務組合等	16,817 (2.4%)	16,404	413	2.5%

参 考	
任用期間6か月未満、又は 勤務時間が19時間25分/週 未満	
279,163	(64.7%)
6,229	(1.4%)
145,881	(33.8%)
431,273	(100.0%)
106,363	(24.7%)
324,910	(75.3%)
49,268	(11.4%)
230,009	(53.3%)
41,760	(9.7%)
3,873	(0.9%)

## 2 会計年度任用職員について

### (1) 総数

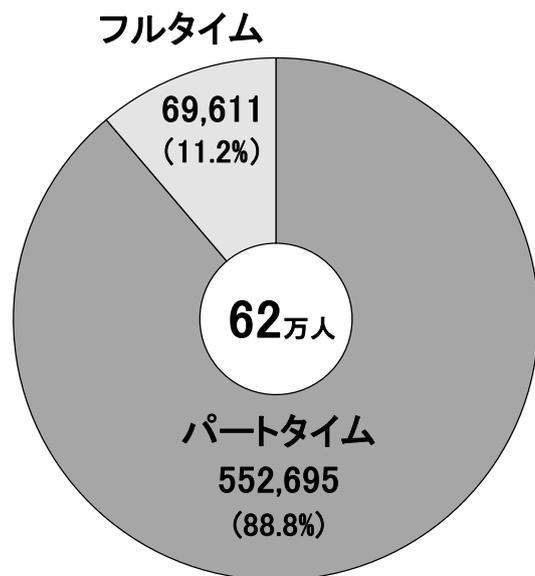
- 会計年度任用職員の総数は62.2万人で、そのうち、フルタイムで任用されている職員は7.0万人で全体の11.2%、パートタイムで任用されている職員は55.3万人で全体の88.8%を占めている。

フルタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者

パートタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間である者

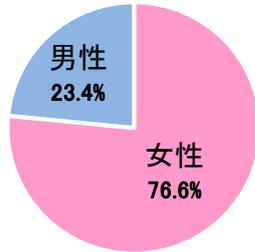


(単位：人、割合)

任用区分	人数
会計年度任用職員	622,306 (100.0%)
フルタイム	69,611 (11.2%)
パートタイム	552,695 (88.8%)

## 2 会計年度任用職員について

### (2) 性別



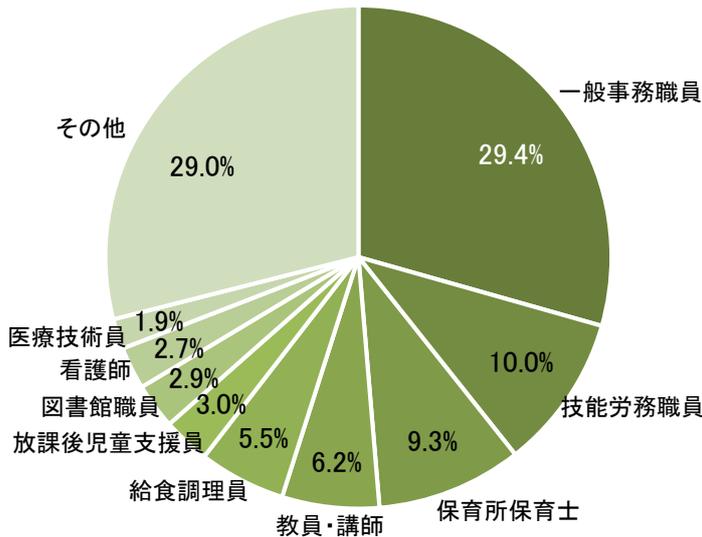
- 会計年度任用職員の約4分の3を女性が占めている。  
女性 476,403人 (76.6%) 男性 145,903人 (23.4%)

### (3) 職種別

- 会計年度任用職員の約3割が「一般事務職員」であり、次いで「技能労務職員」、「保育所保育士」が多くなっている。

「一般事務職員」：事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者をいう。  
「技能労務職員」：給食調理員を除く技能・労務系の職務を行う者をいう。

(単位:人)



区 分	会計年度任用職員			
	構成比	フルタイム	パートタイム	
一般事務職員	183,029	29.4%	15,848	167,181
技能労務職員	61,923	10.0%	7,545	54,378
保育所保育士	57,937	9.3%	16,653	41,284
教員・講師	38,646	6.2%	3,198	35,448
給食調理員	34,511	5.5%	3,627	30,884
放課後児童支援員	18,750	3.0%	472	18,278
図書館職員	18,185	2.9%	1,244	16,941
看護師	16,911	2.7%	2,962	13,949
医療技術員	12,061	1.9%	1,874	10,187
その他	180,353	29.0%	16,188	164,165
合 計	622,306	100.0%	69,611	552,695

## 2 会計年度任用職員について

### (4) 団体区分別・職種別の状況

- 団体区分別では、市区が36.1万人（58.1%）で最も多く、次いで都道府県が10.6万人（17.0%）、町村が8.0万人（12.9%）、指定都市が5.8万人（9.4%）となっている。
- 全ての団体区分で「一般事務職員」が最も多くなっている。  
次いで、都道府県では「技能労務職員」、「教員・講師」が多く、指定都市・市区・町村では「保育所保育士」、「技能労務職員」が多い。

(単位：人)

区 分		一般事務職員	技能労務職員	保育所保育士	教員・講師	給食調理員	放課後児童支援員	図書館職員	看護師	医療技術員	その他
都道府県	105,843 (17.0%)	40,958	12,863	9	8,523	1,560	0	996	3,342	2,351	35,241
市区町村等	516,463 (83.0%)	142,071	49,060	57,928	30,123	32,951	18,750	17,189	13,569	9,710	145,112
指定都市	58,295 (9.4%)	20,975	4,793	6,444	1,796	3,332	1,589	2,077	1,130	1,440	14,719
市区	361,346 (58.1%)	97,909	32,754	41,370	21,679	21,873	14,713	12,458	9,083	6,747	102,760
町村	80,320 (12.9%)	17,860	8,807	10,056	6,564	6,960	2,446	2,634	1,709	1,027	22,257
一部事務組合等	16,502 (2.6%)	5,327	2,706	58	84	786	2	20	1,647	496	5,376
合 計	622,306 (100.0%)	183,029 (29.4%)	61,923 (10.0%)	57,937 (9.3%)	38,646 (6.2%)	34,511 (5.5%)	18,750 (3.0%)	18,185 (2.9%)	16,911 (2.7%)	12,061 (1.9%)	180,353 (29.0%)

※ 各団体区分のうち、任用人数の多い上位3つの職種に網掛けをしている。

## 2 会計年度任用職員について

### (5) パートタイム会計年度任用職員の勤務時間別職員数

○ パートタイム会計年度任用職員の1週間あたりの勤務時間は、「23時間15分以上31時間00分未満」が最も多い。

この区分帯は、例えば、週3日勤務(1日7時間45分、週23時間15分)、週4日勤務(1日7時間、週28時間)、週5日勤務(1日6時間、週30時間)のような勤務時間を設定する場合に該当する。

(単位：人)

1週間あたりの勤務時間		主な職種								
		一般事務職員	技能労務職員	保育所保育士	教員・講師	給食調理員	放課後児童支援員	図書館職員	看護師	医療技術員
19時間25分以上 23時間15分未満	66,532 (12.2%)	14,407 (8.7%)	6,249 (11.8%)	7,026 (17.0%)	5,898 (16.7%)	4,892 (16.0%)	3,939 (22.6%)	2,039 (12.3%)	1,416 (10.5%)	737 (7.6%)
23時間15分以上 31時間00分未満	253,189 (46.6%)	82,864 (50.2%)	22,232 (41.8%)	11,802 (28.6%)	13,884 (39.4%)	10,780 (35.3%)	10,890 (62.6%)	7,838 (47.3%)	6,001 (44.4%)	4,762 (48.9%)
31時間00分以上 37時間30分未満	157,411 (29.0%)	51,802 (31.4%)	16,678 (31.4%)	10,749 (26.1%)	11,876 (33.7%)	9,059 (29.7%)	2,079 (11.9%)	4,644 (28.0%)	4,270 (31.6%)	3,035 (31.1%)
37時間30分以上	66,267 (12.2%)	15,978 (9.7%)	7,965 (15.0%)	11,661 (28.3%)	3,620 (10.3%)	5,786 (19.0%)	496 (2.8%)	2,056 (12.4%)	1,843 (13.6%)	1,210 (12.4%)

※ 令和2年10月に行った追加調査項目で回答率98.3%のため、総数と一致しない。

※ 職種のうち、最も任用人数の多い勤務時間区分に網掛けをしている。

## 2 会計年度任用職員について

### (6) 主な職種における給料（報酬）の状況

- 各団体における主な職種について、最も多くの職員に適用されている給料（報酬）の額を調査。
- 任用団体数が最も多い「事務補助職員」については、1時間当たりの給料（報酬）の額が「900円超 1,000円以下」の区分に属する団体が多く、団体ごとに単純平均した平均額は「990円」となっている。

(単位：団体)

職種	任用 団体数	1時間当たりの給料（報酬）の額※ <sup>1</sup>						平均額※ <sup>2</sup>	
		900円以下	900円超 1,000円以下	1,000円超 1,100円以下	1,100円超 1,200円以下	1,200円超 1,300円以下	1,300円超	R 2	(参考) H 2 8※ <sup>3</sup>
事務補助職員※ <sup>4</sup>	2,269	546	1,023	364	200	70	66	990円	919円
給食調理員	1,523	249	604	375	163	64	68	1,014円	-
保育所保育士	1,378	14	152	373	382	289	168	1,156円	1,055円

(単位：団体)

職種	任用 団体数	1時間当たりの給料（報酬）の額※ <sup>1</sup>							平均額※ <sup>2</sup>	
		1,000円以下	1,000円超 1,300円以下	1,300円超 1,600円以下	1,600円超 1,900円以下	1,900円超 2,200円以下	2,200円超 2,500円以下	2,500円超	R 2	(参考) H 2 8※ <sup>3</sup>
教員講師(義務教育)	1,437	129	475	265	145	208	104	111	1,583円	1,385円

※<sup>1</sup> 「1時間当たりの給料(報酬)の額」には、地域手当(それに相当する報酬)を含む。

※<sup>2</sup> 「平均額」は、該当団体数の単純平均値

※<sup>3</sup> 前回調査(平成28年度)は、事務補助職員、保育所保育士、教員講師(義務教育)の3職種のみ公表

※<sup>4</sup> 「事務補助職員」は、一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者

※ 各職種のうち、最も団体数の多い給料(報酬)の額区分に網掛けをしている。

### 3 その他の臨時・非常勤職員について

#### (1) 臨時的任用職員

- 臨時的任用職員の総数は6.8万人で、そのうち、都道府県が81.4%、指定都市が15.4%となっている。
- 職種では「教員・講師」が8割以上を占めている。

※ 学校の教員については、児童生徒数が年度開始時点に確定しない場合に対する時限的な教員の確保といった臨時の職などが該当する。

(単位：人、構成比)

区 分	合 計	主な職種			
		教員・講師※	一般事務職員	技能労務職員	医療技術員
都道府県	55,790 (81.4%)	48,651 (87.2%)	3,546 (6.4%)	1,309 (2.3%)	399 (0.7%)
市区町村等	12,708 (18.6%)	10,589 (83.3%)	1,118 (8.8%)	198 (1.6%)	91 (0.7%)
指定都市	10,534 (15.4%)	9,638 (91.5%)	666 (6.3%)	26 (0.2%)	43 (0.4%)
市区	1,622 (2.4%)	844 (52.0%)	285 (17.6%)	99 (6.1%)	32 (2.0%)
町村	262 (0.4%)	64 (24.4%)	58 (22.1%)	26 (9.9%)	12 (4.6%)
一部事務組合等	290 (0.4%)	43 (14.8%)	109 (37.6%)	47 (16.2%)	4 (1.4%)
合 計	68,498 (100.0%)	59,240 (86.5%)	4,664 (6.8%)	1,507 (2.2%)	490 (0.7%)

※ 県費負担教職員は、任命・給与負担を行う都道府県・指定都市で計上している。

※ 各団体区分のうち、最も任用人数の多い職種に網掛けをしている。

### 3 その他の臨時・非常勤職員について

#### (2) 特別職非常勤職員

- 特別職非常勤職員の総数は3,669人、そのうち、指定都市が33.6%、市区が27.9%となっている。
  - 職種では、顧問・参与（地方公共団体に対して助言を行う職）や調査員等が約5割を占め、次いで「医師（学校医や学校歯科医、公立病院又は診療所の嘱託医として診断を行う職）」が多い。
- ※ 参考のとおり特別職非常勤職員のほとんどが任用期間6か月未満、又は、勤務時間が19時間25分／週 未満の職員となっている。

(単位：人、構成比)

区分	合計
都道府県	859 (23.4%)
市区町村等	2,810 (76.6%)
指定都市	1,231 (33.6%)
市区	1,025 (27.9%)
町村	529 (14.4%)
一部事務組合等	25 (0.7%)
合計	3,669 (100.0%)

主な職種	
顧問、参与、 調査員等	医師
356 (41.4%)	458 (53.3%)
1,388 (49.4%)	993 (35.3%)
716 (58.2%)	397 (32.3%)
347 (33.9%)	478 (46.6%)
318 (60.1%)	114 (21.6%)
7 (28.0%)	4 (16.0%)
1,744 (47.5%)	1,451 (39.5%)

参 考
任用期間6か月未満、又は 勤務時間が19時間25分／週 未満
35,285 (24.2%)
110,596 (75.8%)
16,217 (11.1%)
78,874 (54.1%)
15,084 (10.3%)
421 (0.3%)
145,881 (100.0%)

※ 各団体区分のうち、最も任用人数の多い職種に網掛けをしている。

# － 前回調査（H28年度）との比較 －

## 平成28年度調査

64.3万人

特別職非常勤職員

21.6万人

一般職非常勤職員

16.7万人

臨時的任用職員

26.0万人

（調査対象外）

任用期間：6か月以上

かつ

19時間25分/週（フルタイムの半分）以上

（調査対象）

- 臨時・非常勤職員の任用形態が多様であることから、一定の条件で対象となる職員を絞って調査。

新制度に移行

### <任用の適正化>

#### 【特別職非常勤職員】

「専門的な知識経験等を有する者が就く職」へ要件を厳格化

#### 【会計年度任用職員】

一般職の非常勤職として新たな制度を創設

⇒ 改正前の特別職・臨時的任用から職務内容に適合した任用に大きくシフト

#### 【臨時的任用職員】

「常勤職員に欠員が生じた場合に、その代替として就く職」へ要件を厳格化

## 令和2年度調査

69.4万人

〔43.1万人〕

0.4万人

〔14.6万人〕

会計年度任用職員

62.2万人

〔27.9万人〕

6.8万人

〔0.6万人〕

任用期間：6か月以上

かつ

19時間25分/週（フルタイムの半分）以上

（調査対象）

- 会計年度任用職員制度への移行状況を把握するための参考として、前回調査対象に加え、それ以外の臨時・非常勤職員についても調査。

# 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

- 制度施行日（令和2年4月1日）時点における各地方公共団体の施行状況調査※<sup>1</sup>を実施  
（令和元年12月の総務省通知※<sup>2</sup>等における助言に基づく適正化の状況を確認）

※<sup>1</sup> 原則各団体において最も代表的な会計年度任用職員の職に関する取扱いを調査  
（最も人数の多い職・複数の部署に共通して置かれる職などを各自治体の判断で選択）

※<sup>2</sup> 令和元年12月20日付総行公第95号「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について」

## 1. 再度任用時の空白期間の有無（最も空白期間の短い職について回答）

### 【制度趣旨の助言内容】

- 再度の任用の際、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、いわゆる「空白期間」（新たな任期と前の任期との間に一定の期間を空けること）を設けることは、改正法の趣旨に沿わない

- 全ての団体において、不適切な「空白期間」は設定されていない状況

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	空白期間 なし		空白期間 あり		1日以上 1週間未満		1週間以上 1ヶ月未満		1ヶ月以上	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	795	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
町村	926	926	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	1,181	1,181	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2,969	2,969	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

# 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

## 2. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

### 【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- 単に財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、フルタイム任用の抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,144団体、任用件数は66,429件となっている
- 単に財政上の制約を理由として、短い勤務時間を設定している職は見られない

### (1) 任用団体数及び任用件数

(単位:件数)

区分	任用団体数	任用件数
都道府県	11	440
指定都市	12	2,402
市区	434	43,394
町村	484	15,680
一部事務組合等	203	4,513
合計	1,144	66,429

※ 「任用件数」は職ごとのものであり、例えば1人が2つの職に従事する場合は、合算した勤務時間ではなく各職の勤務時間に基づき回答

### (2) 勤務時間設定の考え方

(単位:団体数)

分類	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	851	74.4%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	592	51.7%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	519	45.4%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	148	12.9%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	125	10.9%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	106	9.3%

※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。

※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計(1,144団体)と一致しない。

# 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

## 3. 適切な休暇等の設定

### 【制度趣旨の助言内容】

- 休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべき
- 労働基準法の規定によって年次有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時に年次有給休暇が繰り越されるべき

- 休暇の措置や有給等の取扱いについて、国の非常勤職員との権衡を失する団体が一部存在
- 99.6%の団体において、再度任用時の年次有給休暇の繰り越し措置がなされている状況

### (1) 国の非常勤職員に整備されている「有給」の休暇の取扱い

(単位:団体数)

休暇等の種類	有給		無給		措置なし		
	数	割合	数	割合	数	割合	
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ た 休 暇	公民権行使	2,946	99.2%	6	0.2%	17	0.6%
	官公署出頭	2,942	99.1%	6	0.2%	21	0.7%
	現住居の滅失等	2,879	97.0%	7	0.2%	83	2.8%
	出勤困難	2,914	98.1%	4	0.1%	51	1.7%
	退勤途上の危険回避	2,769	93.3%	9	0.3%	191	6.4%
	忌引	2,948	99.3%	4	0.1%	17	0.6%
	結婚	2,862	96.4%	19	0.6%	88	3.0%
	夏季	2,848	95.9%	7	0.2%	114	3.8%

### (2) 再度任用時の年次有給休暇の繰り越し

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	繰り越す		繰り越さない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%
市区	795	793	99.7%	2	0.3%
町村	926	925	99.9%	1	0.1%
一部事務組合等	1,181	1,171	99.2%	10	0.8%
合計	2,969	2,956	99.6%	13	0.4%

# 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

## 4. 適切な給与決定

### 【制度趣旨の助言内容】

- 給与水準については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべき
- 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 95.3%の団体が常勤職員の給料表を基礎とし、92.9%の団体が職務経験等を考慮している状況
- 0.3%の団体が期末手当を支給していない状況
- 23.8%の団体が制度改正前よりも給料（報酬）水準が下がった職種があるとしているが、給与決定原則を踏まえ適正化した結果とするものが多い

### (1) 常勤職員の給料表を基礎とするか

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員の給料表を基礎とする		常勤職員の給料表を基礎としない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	46	97.9%	1	2.1%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%
市区	795	752	94.6%	43	5.4%
町村	926	905	97.7%	21	2.3%
一部事務組合等	1,172	1,100	93.9%	72	6.1%
合計	2,960	2,822	95.3%	138	4.7%

### (2) 職務経験等の要素を考慮するか

(単位:団体数)

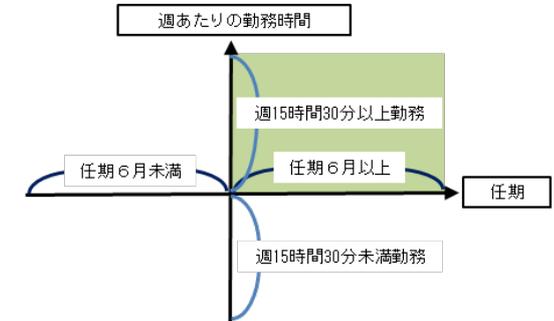
区分	回答 団体数	職務経験等の要素を考慮する		職務経験等の要素を考慮しない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	45	95.7%	2	4.3%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%
市区	795	694	87.3%	101	12.7%
町村	926	898	97.0%	28	3.0%
一部事務組合等	1,172	1,094	93.3%	78	6.7%
合計	2,960	2,751	92.9%	209	7.1%

# 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査（概要）

## （３）期末手当の支給対象

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	期末手当支給対象範囲 が図と同様又はこれより 広い		期末手当支給対象範囲 が図よりも狭い		支給しない	
		数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	45	95.7%	2	4.3%	0	0.0%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%	0	0.0%
市区	795	564	70.9%	230	28.9%	1	0.1%
町村	926	773	83.5%	152	16.4%	1	0.1%
一部事務組合等	1,172	1,020	87.0%	145	12.4%	7	0.6%
合計	2,960	2,421	81.8%	530	17.9%	9	0.3%



## （４）給料（報酬）水準が、制度導入前の報酬の水準に比べて減額となった職種があるか

（単位：団体数）

区分	回答 団体数	減額となった 職種がある 団体数		理由					
				給与決定原則を踏まえ 適正化したため		職員の入れ替わりや職務 内容の変更があったため		その他	
都道府県	47	25	53.2%	24	96.0%	1	4.0%	0	0.0%
指定都市	20	10	50.0%	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	298	37.5%	224	75.2%	24	8.1%	50	16.8%
町村	926	205	22.1%	155	75.6%	29	14.1%	21	10.2%
一部事務組合等	1,172	165	14.1%	115	69.7%	20	12.1%	30	18.2%
合計	2,960	703	23.8%	528	75.1%	74	10.5%	101	14.4%

## 「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」の結果

平成 29 年 5 月 17 日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定等に基づき、本調査を実施し、令和 2 年 4 月 1 日時点における各地方公共団体の施行状況を以下のとおり取りまとめました。

注) 調査基準日（令和 2 年 4 月 1 日）時点で、任用実績が無い場合も、制度に基づく取扱いについて回答を求め、各団体で職により取扱いが異なる場合は、原則最も代表的な職に関する取扱いについて調査。

### 1. 会計年度任用職員制度等への移行

#### 1-1. 特別職

地方公共団体が地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき設置する職で、法令に基づき設置される職を除く独自に設置する職のうち、勤務日数が月の営業日数の半分以上見込まれる職

#### ○ 職務の分類（任用件数）

（単位：件数）

区分	任用 団体数	任用件数	助言		調査		診断		総務省令で 定める事務 (労働関係調整法12①)	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
都道府県	25	113	109	96.5%	0	0.0%	4	3.5%	0	0.0%
指定都市	10	197	196	99.5%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
市区	48	194	182	93.8%	10	5.2%	2	1.0%	0	0.0%
町村	16	30	16	53.3%	2	6.7%	12	40.0%	0	0.0%
一部事務組合等	11	19	15	78.9%	0	0.0%	4	21.1%	0	0.0%
合計	110	553	518	93.7%	13	2.4%	22	4.0%	0	0.0%

○ 上司との指揮命令関係（任用件数）

(単位:件数)

区分	任用 団体数	任用件数	上司との指揮命令 関係なし		上司との指揮命令 関係あり	
			件数	割合	件数	割合
都道府県	25	113	103	91.2%	10	8.8%
指定都市	10	197	197	100.0%	0	0.0%
市区	48	194	176	90.7%	18	9.3%
町村	16	30	25	83.3%	5	16.7%
一部事務組合等	11	19	7	36.8%	12	63.2%
合計	110	553	508	91.9%	45	8.1%

○ ひと月の勤務日数（任用件数）

(単位:件数)

区分	任用 団体数	任用件数	10日以上 15日未満		15日以上	
			件数	割合	件数	割合
都道府県	25	113	27	23.9%	86	76.1%
指定都市	10	197	27	13.7%	170	86.3%
市区	48	194	39	20.1%	155	79.9%
町村	16	30	13	43.3%	17	56.7%
一部事務組合等	11	19	1	5.3%	18	94.7%
合計	110	553	107	19.3%	446	80.7%

○ 勤務時間の定めの有無（任用件数）

(単位:件数)

区分	任用 団体数	任用 件数	勤務時間の 定めなし		勤務時間の 定めあり		1日当たりの 勤務時間が パートタイム		1日当たりの 勤務時間が フルタイム	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
都道府県	25	113	28	24.8%	85	75.2%	82	72.6%	3	2.7%
指定都市	10	197	183	92.9%	14	7.1%	10	5.1%	4	2.0%
市区	48	194	132	68.0%	62	32.0%	25	12.9%	37	19.1%
町村	16	30	11	36.7%	19	63.3%	15	50.0%	4	13.3%
一部事務組合等	11	19	8	42.1%	11	57.9%	4	21.1%	7	36.8%
合計	110	553	362	65.5%	191	34.5%	136	24.6%	55	9.9%

## 1-2 パートタイム会計年度任用職員

### ○ 1週間当たりの勤務時間が35時間（週5日勤務、1日7時間相当）以上の職（任用件数）

(単位:件数)

区分	任用 団体数	任用件数 (※)	35時間00分以上 ～36時間15分未満		36時間15分以上 ～37時間30分未満		37時間30分以上	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合
都道府県	40	7,799	5,177	66.4%	2,182	28.0%	440	5.6%
指定都市	18	6,512	3,748	57.6%	362	5.6%	2,402	36.9%
市区	712	101,736	49,846	49.0%	8,496	8.4%	43,394	42.7%
町村	785	32,583	14,129	43.4%	2,774	8.5%	15,680	48.1%
一部事務組合等	461	7,367	2,410	32.7%	444	6.0%	4,513	61.3%
合計	2,016	155,997	75,310	48.3%	14,258	9.1%	66,429	42.6%

※ 上記の「任用件数」は職ごとのものであり、例えば1人が2つの職に従事する場合は、合算した勤務時間ではなく各職の勤務時間に基づき回答している。

### ○ 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（週5日勤務、1日7時間30分相当）以上の職の勤務時間設定の考え方（任用件数）

1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職の勤務時間設定の考え方について、該当する職を設置している全ての団体（1,144団体）から以下の6種類のいずれかに該当するとの回答が得られた。なお、単に財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定しているものは見られなかった。

(単位:団体数)

分類	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	851	74.4%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	592	51.7%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	519	45.4%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	148	12.9%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	125	10.9%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	106	9.3%

※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計（1,144団体）と一致しない。

## 2. 募集・再度任用等

### 2-1. 応募制限

#### ○ 採用時又は再度任用時の応募制限の有無

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	制限なし		制限あり(※)	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	43	91.5%	4	8.5%
指定都市	20	18	90.0%	2	10.0%
市区	795	774	97.4%	21	2.6%
町村	926	905	97.7%	21	2.3%
一部事務組合等	1,181	1,142	96.7%	39	3.3%
合計	2,969	2,882	97.1%	87	2.9%

※ 任用上限回数、任用通算年数、年齢による応募制限以外の応募制限を設けている12団体を含む。

#### (応募制限ありの団体のうち)

##### ・任用上限回数による応募制限を設けている団体

(単位: 団体数)

区分	団体数	任用上限回数											
		1回		2回		3回		4回		5回		6回以上	
都道府県	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
町村	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	6	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	8	1	12.5%	2	25.0%	2	25.0%	3	37.5%	0	0.0%	0	0.0%

##### ・任用通算年数による応募制限を設けている団体

(単位: 団体数)

区分	団体数	任用通算年数											
		1年以上 2年未満		2年以上 3年未満		3年以上 4年未満		4年以上 5年未満		5年以上 6年未満		6年以上	
都道府県	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	4	0	0.0%	0	0.0%	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	0	0.0%
町村	4	0	0.0%	1	25.0%	2	50.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
一部事務組合等	11	1	9.1%	0	0.0%	4	36.4%	2	18.2%	3	27.3%	1	9.1%
合計	20	1	5.0%	1	5.0%	9	45.0%	3	15.0%	5	25.0%	1	5.0%

##### ・年齢による応募制限を設けている団体

(単位: 団体数)

区分	団体数	年齢									
		60歳		61歳以上 65歳未満		65歳以上 70歳未満		70歳以上		その他	
都道府県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
指定都市	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	16	1	6.3%	2	12.5%	9	56.3%	1	6.3%	3	18.8%
町村	16	3	18.8%	2	12.5%	6	37.5%	3	18.8%	2	12.5%
一部事務組合等	17	3	17.6%	1	5.9%	8	47.1%	2	11.8%	3	17.6%
合計	51	7	13.7%	5	9.8%	24	47.1%	7	13.7%	8	15.7%

## 2-2. 再度任用

### ○ 再度任用の方法

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	毎回公募を行い 再度任用する		公募を行わない回数等 の基準を設けている		毎回公募を行わず 再度任用する	
		回数	割合	回数	割合	回数	割合
都道府県	47	5	10.6%	42	89.4%	0	0.0%
指定都市	20	0	0.0%	19	95.0%	1	5.0%
市区	795	212	26.7%	489	61.5%	94	11.8%
町村	926	498	53.8%	276	29.8%	152	16.4%
一部事務組合等	1,181	539	45.6%	429	36.3%	213	18.0%
合計	2,969	1,254	42.2%	1,255	42.3%	460	15.5%

(公募を行わない回数等の基準を設けている団体のうち)

#### ・ 公募を行わない上限回数を設けている団体

(単位: 団体数)

区分	団体数	上限回数											
		1回		2回		3回		4回		5回		6回以上	
都道府県	34	1	2.9%	26	76.5%	1	2.9%	6	17.6%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	16	0	0.0%	7	43.8%	0	0.0%	9	56.3%	0	0.0%	0	0.0%
市区	441	0	0.0%	269	61.0%	22	5.0%	132	29.9%	13	2.9%	5	1.1%
町村	236	4	1.7%	157	66.5%	24	10.2%	41	17.4%	8	3.4%	2	0.8%
一部事務組合等	384	2	0.5%	230	59.9%	22	5.7%	114	29.7%	12	3.1%	4	1.0%
合計	1,111	7	0.6%	689	62.0%	69	6.2%	302	27.2%	33	3.0%	11	1.0%

#### ・ 公募を行わない上限通算任用期間を設けている団体

(単位: 団体数)

区分	団体数	上限通算任用期間											
		1年以上 2年未満		2年以上 3年未満		3年以上 4年未満		4年以上 5年未満		5年以上 6年未満		6年以上	
都道府県	13	0	0.0%	4	30.8%	5	38.5%	0	0.0%	4	30.8%	0	0.0%
指定都市	7	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	4	57.1%	0	0.0%
市区	150	0	0.0%	48	32.0%	49	32.7%	16	10.7%	31	20.7%	6	4.0%
町村	80	0	0.0%	31	38.8%	23	28.8%	8	10.0%	14	17.5%	4	5.0%
一部事務組合等	151	0	0.0%	50	33.1%	39	25.8%	32	21.2%	23	15.2%	7	4.6%
合計	401	0	0.0%	134	33.4%	117	29.2%	57	14.2%	76	19.0%	17	4.2%

## 2-3. 同じ職種への長期間任用

### ○ 10年以上同一の者が同じ職種へ任用される場合の有無

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	10年以上同一の者が同じ職種 へ任用される場合なし		10年以上同一の者が同じ職種 へ任用される場合あり	
		回数	割合	回数	割合
都道府県	47	11	23.4%	36	76.6%
指定都市	20	7	35.0%	13	65.0%
市区	795	195	24.5%	600	75.5%
町村	926	382	41.3%	544	58.7%
一部事務組合等	1,181	786	66.6%	395	33.4%
合計	2,969	1,381	46.5%	1,588	53.5%

### 3. 再度任用時の空白期間

#### ○ 空白期間設定の有無

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	空白期間 なし		空白期間 あり		1日以上 1週間未満		1週間以上 1ヶ月未満		1ヶ月以上	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	795	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
町村	926	926	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	1,181	1,181	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2,969	2,969	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

#### ○ 地方公務員共済組合加入の判断

(単位: 団体数)

区分	空白期間 設定あり の団体数	空白期間について、事 実上の任用関係が中 断することなく存続して いると判断される場合 はない		空白期間について、事 実上の任用関係が中 断することなく存続して いると、勤務の実態に 照らして判断される場 合がある		空白期間前後の在職 期間を通算して資格要 件を満たす場合は、地 方公務員共済組合に 加入させている		空白期間前後の在職 期間を通算せず、地方 公務員共済組合に加 入させていない	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
町村	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

#### 4. 休暇

##### 4-1. 年次有給休暇以外の休暇の取扱い

###### (1) 全体（回答団体数 2,969）

(単位:団体数)

休暇等の種類		有給		無給		措置なし	
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ て い る 「 有 給 」 の 休 暇	公民権行使	2,946	99.2%	6	0.2%	17	0.6%
	官公署出頭	2,942	99.1%	6	0.2%	21	0.7%
	現住居の滅失等	2,879	97.0%	7	0.2%	83	2.8%
	出勤困難	2,914	98.1%	4	0.1%	51	1.7%
	退勤途上の危険回避	2,769	93.3%	9	0.3%	191	6.4%
	忌引	2,948	99.3%	4	0.1%	17	0.6%
	結婚	2,862	96.4%	19	0.6%	88	3.0%
	夏季	2,848	95.9%	7	0.2%	114	3.8%
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ て い る 「 無 給 」 の 休 暇	産前	146	4.9%	2,809	94.6%	14	0.5%
	産後	147	5.0%	2,809	94.6%	13	0.4%
	保育時間	272	9.2%	2,673	90.0%	24	0.8%
	子の看護	533	18.0%	2,419	81.5%	17	0.6%
	短期介護	370	12.5%	2,557	86.1%	42	1.4%
	介護休暇	108	3.6%	2,821	95.0%	40	1.3%
	介護時間	106	3.6%	2,801	94.3%	62	2.1%
	生理日の就業困難	362	12.2%	2,564	86.4%	43	1.4%
	妊娠疾病	339	11.4%	2,464	83.0%	166	5.6%
	公務上の傷病	585	19.7%	2,334	78.6%	50	1.7%
	私傷病	507	17.1%	2,410	81.2%	52	1.8%
骨髄等ドナー	337	11.4%	2,538	85.5%	94	3.2%	

(2) 都道府県 (回答団体数 47)

(単位:団体数)

休暇等の種類		有給		無給		措置なし	
		数	割合	数	割合	数	割合
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 休 備 さ れ て い る 「 有 給 」 の 種 類	公民権行使	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	官公署出頭	46	97.9%	0	0.0%	1	2.1%
	現住居の滅失等	44	93.6%	0	0.0%	3	6.4%
	出勤困難	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	退勤途上の危険回避	41	87.2%	0	0.0%	6	12.8%
	忌引	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	結婚	45	95.7%	1	2.1%	1	2.1%
	夏季	46	97.9%	0	0.0%	1	2.1%
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 休 備 さ れ て い る 「 無 給 」 の 種 類	産前	1	2.1%	46	97.9%	0	0.0%
	産後	1	2.1%	46	97.9%	0	0.0%
	保育時間	6	12.8%	41	87.2%	0	0.0%
	子の看護	12	25.5%	35	74.5%	0	0.0%
	短期介護	7	14.9%	40	85.1%	0	0.0%
	介護休暇	1	2.1%	46	97.9%	0	0.0%
	介護時間	1	2.1%	46	97.9%	0	0.0%
	生理日の就業困難	9	19.1%	38	80.9%	0	0.0%
	妊娠疾病	6	12.8%	38	80.9%	3	6.4%
	公務上の傷病	14	29.8%	32	68.1%	1	2.1%
	私傷病	7	14.9%	40	85.1%	0	0.0%
骨髄等ドナー	7	14.9%	37	78.7%	3	6.4%	

(3) 指定都市 (回答団体数 20)

(単位:団体数)

休暇等の種類		有給		無給		措置なし	
		数	割合	数	割合	数	割合
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 休 備 さ れ て い る 「 有 給 」 の 休 暇	公民権行使	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	官公署出頭	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	現住居の滅失等	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	出勤困難	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	退勤途上の危険回避	13	65.0%	0	0.0%	7	35.0%
	忌引	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	結婚	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	夏季	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 休 備 さ れ て い る 「 無 給 」 の 休 暇	産前	5	25.0%	15	75.0%	0	0.0%
	産後	5	25.0%	15	75.0%	0	0.0%
	保育時間	4	20.0%	16	80.0%	0	0.0%
	子の看護	11	55.0%	9	45.0%	0	0.0%
	短期介護	8	40.0%	12	60.0%	0	0.0%
	介護休暇	0	0.0%	20	100.0%	0	0.0%
	介護時間	0	0.0%	20	100.0%	0	0.0%
	生理日の就業困難	6	30.0%	14	70.0%	0	0.0%
	妊娠疾病	7	35.0%	12	60.0%	1	5.0%
	公務上の傷病	10	50.0%	10	50.0%	0	0.0%
	私傷病	11	55.0%	9	45.0%	0	0.0%
骨髄等ドナー	5	25.0%	13	65.0%	2	10.0%	

(4) 市区 (回答団体数 795)

(単位:団体数)

休暇等の種類		有給		無給		措置なし	
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 休 備 さ る 「 有 給 」 の 整 休 備 さ	公民権行使	790	99.4%	2	0.3%	3	0.4%
	官公署出頭	788	99.1%	3	0.4%	4	0.5%
	現住居の滅失等	765	96.2%	2	0.3%	28	3.5%
	出勤困難	784	98.6%	0	0.0%	11	1.4%
	退勤途上の危険回避	710	89.3%	2	0.3%	83	10.4%
	忌引	794	99.9%	0	0.0%	1	0.1%
	結婚	774	97.4%	5	0.6%	16	2.0%
	夏季	769	96.7%	0	0.0%	26	3.3%
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 休 備 さ る 「 無 給 」 の 整 休 備 さ	産前	17	2.1%	778	97.9%	0	0.0%
	産後	16	2.0%	779	98.0%	0	0.0%
	保育時間	60	7.5%	730	91.8%	5	0.6%
	子の看護	164	20.6%	631	79.4%	0	0.0%
	短期介護	106	13.3%	683	85.9%	6	0.8%
	介護休暇	6	0.8%	777	97.7%	12	1.5%
	介護時間	7	0.9%	766	96.4%	22	2.8%
	生理日の就業困難	93	11.7%	695	87.4%	7	0.9%
	妊娠疾病	90	11.3%	645	81.1%	60	7.5%
	公務上の傷病	174	21.9%	611	76.9%	10	1.3%
	私傷病	163	20.5%	624	78.5%	8	1.0%
骨髄等ドナー	87	10.9%	686	86.3%	22	2.8%	

(5) 町村 (回答団体数 926)

(単位:団体数)

休暇等の種類		有給		無給		措置なし	
		数	割合	数	割合	数	割合
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ て い る 「 有 給 」 の 休 暇	公民権行使	923	99.7%	1	0.1%	2	0.2%
	官公署出頭	924	99.8%	1	0.1%	1	0.1%
	現住居の滅失等	910	98.3%	1	0.1%	15	1.6%
	出勤困難	912	98.5%	1	0.1%	13	1.4%
	退勤途上の危険回避	901	97.3%	1	0.1%	24	2.6%
	忌引	919	99.2%	2	0.2%	5	0.5%
	結婚	893	96.4%	5	0.5%	28	3.0%
	夏季	890	96.1%	3	0.3%	33	3.6%
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ て い る 「 無 給 」 の 休 暇	産前	40	4.3%	884	95.5%	2	0.2%
	産後	41	4.4%	884	95.5%	1	0.1%
	保育時間	64	6.9%	858	92.7%	4	0.4%
	子の看護	121	13.1%	801	86.5%	4	0.4%
	短期介護	77	8.3%	834	90.1%	15	1.6%
	介護休暇	32	3.5%	883	95.4%	11	1.2%
	介護時間	30	3.2%	881	95.1%	15	1.6%
	生理日の就業困難	90	9.7%	819	88.4%	17	1.8%
	妊娠疾病	81	8.7%	806	87.0%	39	4.2%
	公務上の傷病	128	13.8%	785	84.8%	13	1.4%
	私傷病	109	11.8%	803	86.7%	14	1.5%
	骨髄等ドナー	73	7.9%	834	90.1%	19	2.1%

(6) 一部事務組合等 (回答団体数 1,181)

(単位:団体数)

休暇等の種類		有給		無給		措置なし	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ て い る 「 有 給 」 の 休 暇	公民権行使	1,166	98.7%	3	0.3%	12	1.0%
	官公署出頭	1,164	98.6%	2	0.2%	15	1.3%
	現住居の滅失等	1,140	96.5%	4	0.3%	37	3.1%
	出勤困難	1,151	97.5%	3	0.3%	27	2.3%
	退勤途上の危険回避	1,104	93.5%	6	0.5%	71	6.0%
	忌引	1,168	98.9%	2	0.2%	11	0.9%
	結婚	1,130	95.7%	8	0.7%	43	3.6%
	夏季	1,123	95.1%	4	0.3%	54	4.6%
国 の 非 常 勤 職 員 に 整 備 さ れ て い る 「 無 給 」 の 休 暇	産前	83	7.0%	1086	92.0%	12	1.0%
	産後	84	7.1%	1085	91.9%	12	1.0%
	保育時間	138	11.7%	1028	87.0%	15	1.3%
	子の看護	225	19.1%	943	79.8%	13	1.1%
	短期介護	172	14.6%	988	83.7%	21	1.8%
	介護休暇	69	5.8%	1095	92.7%	17	1.4%
	介護時間	68	5.8%	1088	92.1%	25	2.1%
	生理日の就業困難	164	13.9%	998	84.5%	19	1.6%
	妊娠疾病	155	13.1%	963	81.5%	63	5.3%
	公務上の傷病	259	21.9%	896	75.9%	26	2.2%
	私傷病	217	18.4%	934	79.1%	30	2.5%
	骨髄等ドナー	165	14.0%	968	82.0%	48	4.1%

#### 4-2. 年次有給休暇の繰り越し

##### ○ 再度任用時の年次有給休暇の繰り越しの取扱い

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	繰り越す		繰り越さない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%
市区	795	793	99.7%	2	0.3%
町村	926	925	99.9%	1	0.1%
一部事務組合等	1,181	1,171	99.2%	10	0.8%
合計	2,969	2,956	99.6%	13	0.4%

#### 5. 人事評価

##### ○ 人事評価の取扱い

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	実施		未実施	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	40	85.1%	7	14.9%
指定都市	20	16	80.0%	4	20.0%
市区	795	719	90.4%	76	9.6%
町村	926	825	89.1%	101	10.9%
一部事務組合等	1,181	1,032	87.4%	149	12.6%
合計	2,969	2,632	88.6%	337	11.4%

## 6. 給与

### 6-1. 給料（報酬）の決定方法

#### ○ 常勤職員の給料表を基礎とするか

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員の給料表を 基礎とする		常勤職員の給料表を 基礎としない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	46	97.9%	1	2.1%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%
市区	795	752	94.6%	43	5.4%
町村	926	905	97.7%	21	2.3%
一部事務組合等	1,172	1,100	93.9%	72	6.1%
合計	2,960	2,822	95.3%	138	4.7%

※ 一部事務組合等の中には、会計年度任用職員の任用見込みがなく、会計年度任用職員の給与に関する条例を制定していない団体が存在する。

#### ○ 職務経験等の要素を考慮するか

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	職務経験等の 要素を考慮する		職務経験等の 要素を考慮しない	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	45	95.7%	2	4.3%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%
市区	795	694	87.3%	101	12.7%
町村	926	898	97.0%	28	3.0%
一部事務組合等	1,172	1,094	93.3%	78	6.7%
合計	2,960	2,751	92.9%	209	7.1%

#### ○ 給料（報酬）水準が、制度導入前の報酬の水準と比べて減額となった職種があるか

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	減額となった 職種がある 団体数		理由					
				給与決定原則を踏まえ 適正化したため		職員の入れ替わりや職務 内容の変更があったため		その他	
都道府県	47	25	53.2%	24	96.0%	1	4.0%	0	0.0%
指定都市	20	10	50.0%	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	298	37.5%	224	75.2%	24	8.1%	50	16.8%
町村	926	205	22.1%	155	75.6%	29	14.1%	21	10.2%
一部事務組合等	1,172	165	14.1%	115	69.7%	20	12.1%	30	18.2%
合計	2,960	703	23.8%	528	75.1%	74	10.5%	101	14.4%

【給与決定原則を踏まえた適正化の例】

- ・ 会計年度任用職員制度の導入を機に、これまで非常勤職員間でバラツキのあった給与水準を個別の職務内容や責任の度合い、勤務時間等に応じ決定するよう適正化を図った。
- ・ 制度導入前は、一定の経験を考慮した均一の単価であったが、常勤職員に準じ、経験年数に応じた給料設定にしたため、経験のある職員の給料(報酬)は上がり、経験の無い職員の給料(報酬)は下がった。

【職員の入れ替わりや職務内容の変更があった例】

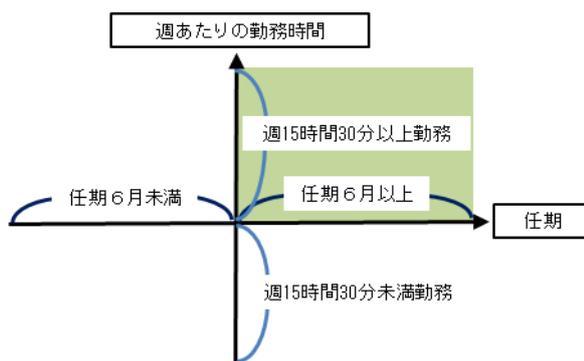
- ・ 業務内容の見直しを行いローテーション勤務を導入するなど、一人あたりの勤務時間を短縮した。

【その他の例】

- ・ 期末手当を含めた年収ベースで比較し、制度導入前の報酬水準と同程度となるよう給料(報酬)を減額した。

6-2. 期末手当

○ 事務処理マニュアルで示す期末手当の支給対象範囲(黄緑色塗りつぶし箇所)



(単位:団体数)

区分	回答団体数	期末手当支給対象範囲が図と同様又はこれより広い		期末手当支給対象範囲が図よりも狭い		支給しない(※)	
都道府県	47	45	95.7%	2	4.3%	0	0.0%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%	0	0.0%
市区	795	564	70.9%	230	28.9%	1	0.1%
町村	926	773	83.5%	152	16.4%	1	0.1%
一部事務組合等	1,172	1,020	87.0%	145	12.4%	7	0.6%
合計	2,960	2,421	81.8%	530	17.9%	9	0.3%

※ 「支給しない」と回答した団体の中には、勤務時間が短く、期末手当の支給が見込まれない団体も含まれる。

【不適切な事例の例】

- ・ 財政事情を踏まえ、制度導入初年度の支給を見送ることとした。

### 6-3. 退職手当

#### ○ 退職手当の支給

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	退職手当条例(案)等に定める支給要件(※)と同様の基準で支給する		退職手当条例(案)等に定める支給要件(※)とは異なる要件で支給する		フルタイム会計年度任用職員が存在しない		支給しない	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	30	63.8%	4	8.5%	13	27.7%	0	0.0%
指定都市	20	10	50.0%	6	30.0%	4	20.0%	0	0.0%
市区	795	480	60.4%	69	8.7%	245	30.8%	1	0.1%
町村	926	631	68.1%	48	5.2%	247	26.7%	0	0.0%
一部事務組合等	1,172	522	44.5%	50	4.3%	594	50.7%	6	0.5%
合計	2,960	1,673	56.5%	177	6.0%	1,103	37.3%	7	0.2%

※ 退職手当条例(案)等に定める支給要件とは、「常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至り、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務すること」を指す。

### 6-4. 通勤手当(費用弁償)

#### ○ 通勤手当(費用弁償)の支給

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員と同様の基準で支給する		常勤職員と異なる基準で支給する		支給しない	
		数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	19	40.4%	28	59.6%	0	0.0%
指定都市	20	11	55.0%	9	45.0%	0	0.0%
市区	795	480	60.4%	315	39.6%	0	0.0%
町村	926	680	73.4%	244	26.3%	2	0.2%
一部事務組合等	1,172	932	79.5%	240	20.5%	0	0.0%
合計	2,960	2,122	71.7%	836	28.2%	2	0.1%

### 6-5. 時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当

#### ○ 上記手当の支給

(単位: 団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員と同様の基準で支給する		常勤職員と異なる基準で支給する		支給しないとする手当がある	
		数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	793	99.7%	2	0.3%	0	0.0%
町村	926	922	99.6%	4	0.4%	0	0.0%
一部事務組合等	1,172	1,164	99.3%	8	0.7%	0	0.0%
合計	2,960	2,946	99.5%	14	0.5%	0	0.0%

## 6-6. 臨時的任用職員の給与

### ○ 臨時的任用職員の給与

(単位:団体数)

区分	回答 団体数	常勤職員の給与制度(※) と同様		常勤職員の給与制度(※) と異なるものがある	
		数	割合	数	割合
都道府県	47	35	74.5%	12	25.5%
指定都市	20	18	90.0%	2	10.0%
市区	701	662	94.4%	39	5.6%
町村	818	781	95.5%	37	4.5%
一部事務組合等	891	826	92.7%	65	7.3%
合計	2,477	2,322	93.7%	155	6.3%

※ 常勤職員と同じ給料表の適用及び初任給基準、各種手当の支給などを指す(ただし、昇給制度は除く。)

## 令和3年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
令和2年12月21日

### Ⅱ 通常収支分

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、実質令和2年度を0.2兆円上回る額を確保

#### 15 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費（単独）等を増額

- |              |        |
|--------------|--------|
| ・ 一般行政経費（単独） | 651 億円 |
| ・ 公営企業繰出金    | 13 億円  |